

最低制限価格及び低入札価格調査制度について

名古屋市住宅供給公社

本公社では、著しい低価格による入札の防止策として、以下のように最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入しています。

最低制限価格制度

1. 制度の概要

あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行ったものを落札者とし
ない制度。

2. 対象の契約

一般競争入札及び指名競争入札に付する以下の契約

- (1) 工事請負契約
- (2) 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び地質調査の業務委託契約

(注) 予定価格を事前公表したものに限り

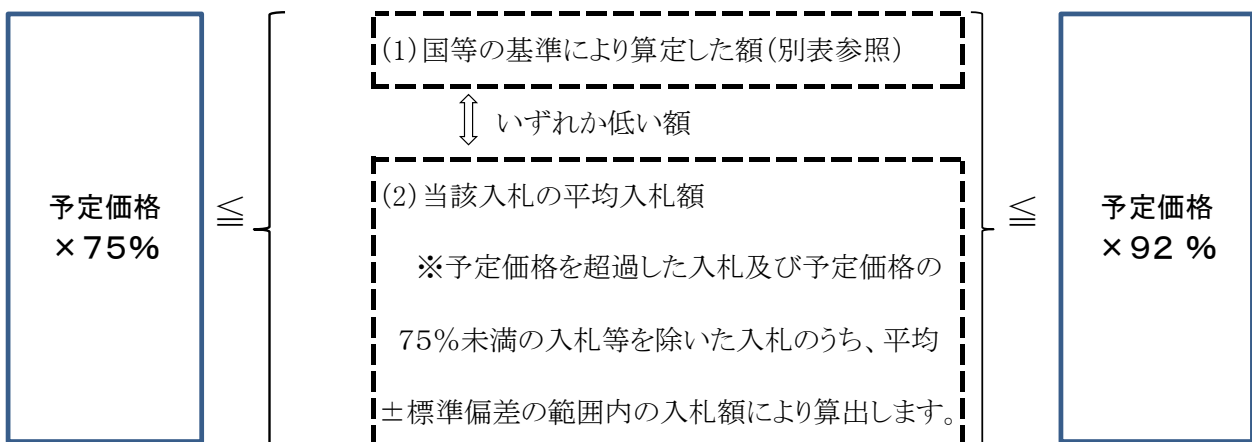
- (3) 建築物清掃及び警備(機械警備を除く。)の業務委託契約
- (4) 建物及び施設の維持管理並びに建築物清掃を除く清掃の業務委託契約

3. 最低制限価格の設定方法

(1) または(2)のうちいずれか低い額を最低制限価格とします。ただし、建物及び施設の維持管理並びに建築物清掃以外の清掃の業務委託については、(2)により算定した額を最低制限価格とします。

(注) 上記金額が、予定価格の75%に満たないときは予定価格の75%とします。また、予定価格の92%を超えるときは予定価格の92%とします。

(参考図)



(別表)

(1)の「国等の基準により算定した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計します。

区分	①	②	③	④
工事請負	直接工事費 ×97%	共通仮設費 ×90%	現場管理費 ×90%	一般管理費等 ×68%
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×50%	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 の額×60%	諸経費の額 ×60%
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×90%	一般管理費等 の額×50%
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×90%	一般管理費等 の額×50%
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額 ×90%	解析等調査業務費 の額×80%	諸経費の額 ×50%
建築物清掃	直接人件費 ×90%	直接物品費 ×50%	業務管理費 ×90%	一般管理費等 の額×50%
警備(機械警備を除く。)				

低入札価格調査制度

1. 制度の概要

調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、当該入札者を落札者とししない制度。

2. 対象の契約

一般競争入札及び指名競争入札に付する以下の契約

- (1) 工事請負契約
- (2) 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査及び建築物清掃の業務委託契約
(注) 予定価格を事前公表したものに限る
- (3) 警備(機械警備を除く。)及び清掃の業務委託契約
- (4) その他製造の請負又は役務の委託契約で理事長が必要と認める契約

3. 調査基準価格の設定方法

- (1) 工事請負契約
最低制限価格の設定方法と同様。
- (2) 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査及び建築物清掃の業務委託契約
最低制限価格の設定方法と同様。
- (3) 警備(機械警備を除く。)及び清掃の業務委託契約
75%～92%の範囲内で理事長等が定める割合を予定価格に乗じた金額。
- (4) その他製造の請負又は役務の委託契約
製造の請負契約 …… 3分の2～85%の範囲内で理事長等が定める割合を予定価格に乗じた金額。
役務の委託契約 …… 50%～85%の範囲内で理事長等が定める割合を予定価格に乗じた金額。

4. 低入札価格調査制度における失格基準価格

(1) 失格基準価格とは

工事請負契約及び建築物清掃の委託契約については、あらかじめ失格基準価格を設定し、落札者となるべき者の入札金額が失格基準価格に満たないときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としません。

(2) 失格基準価格の設定方法

失格基準価格＝調査基準価格×98%

(注) 上記金額が予定価格の75%に満たないときは、失格基準価格は予定価格の75%とします。